

第二部小括 家族の脱私化から、脱国家化へ

近代主権国家が成立して以降、女性たちは、男性と同じように主体として認められることを求めてきた。そして、その歴史的過程で得た権利という果実は、一方では手放してはならない果実である。しかし、暴力の独占装置である国家に包摂される主体は、そもそも他者と外的環境に取り囲まれ巻き込まれ、そこに依存しなければ生きていけない事実については、主権的主体中心の公私二元論によって、正義の射程からだけでなく、個人が構想する善の射程からも外し、かつその価値を貶め、社会構想のさいには、その事実を忘却する。

しかしながら、ブラウンが鋭く指摘するように、自律的な主体によって排除されたり忘却されたりすることは、現状を維持するためにこそ行われる。家内領域における多様な異なりを抱えた諸個人の偶然の集いのなかで結ばれる関係性がもつ社会的可能性を封じ込め、自律的主体中心の公私二元論で支えられた現在の政治を保守するためにこそ、そうした忘却が連綿と続いてきたといっても過言ではない。その証拠に、母親業の社会的価値を認めようとしなない近代的な政治理論は、他方で、依存関係をめぐる営みについては、法制度上、しっかりと国家管理の下に、主権的主体が支配する私的領域にとどめおくべきだと論じて続けてきた。とすれば、家族が私化されていることは、東が鋭く指摘したように、国家によって「家族が人質に取られている」、もっと端的に言えば、家族が国家化されていることに他ならない。だからこそ、家族が担ってきた役割を、現行制度上の家族以外へと広げ構想していくことは、そもそも現在の国民国家中心の社会構造そのものを根底から変化させる大きな力をもっているのである。

第 II 部第一章第六節でグディンを参照しながら明らかにしたように、ケアの倫理を国家に人質に取られてきた家族から解放し、脱私化してみることは、わたしたちが社会を、傷つきやすい存在を中心に構想する道を拓いてくれる。人と人との間に形成される呼応関係 = 責任関係とは、平等な自立した個人間で結ばれる契約関係では決してなく、むしろ、他者の行動に左右され、傷つきやすい立場に置かれた人の存在ゆえに築かれることを、わたしたちは確認した。繰り返しておけば、まず、傷つきやすい身体があり、そこに呼びかけられた者たちが、ある関係性のなかに包摂されていくのであって、それは、第 I 部でみてきた自律的主体に「なる」ことによる包摂とは、まったく異なる包摂のあり方であった。そして、それは、主体として国民国家に包摂されているのではない人々に対する責任論へとつながっていくことが示唆された。すなわち、家族を主体中心の私化から解放することは、責任関係を国家から解放する道をも示していた。

他者からのケアを必要とするヴァルネラブルな状態は、それぞれの身体的理由などの人間の条件の一つでもあるが、その多くは、各人が生きている具体的な社会的文脈から生じる状況でもある。第 II 部では主に、生まれてくる新しい存在、アーレントが世界の代表と呼んだ新しい人と、その人のケアをする他者 ((M)others) との関係性を中心に論じてき

第 II 部小括

たが、ヴァルネラブルな存在が世界の代表である、と論じるアーレントの議論は非常に示唆的である。

ヴァルネラブルな状態にある人というのは、予見できる危険にさらされてはいるが、現在危機に陥っている者ではない。そうではなく、他者からのケア・介入によって、受ける危害を避けることのできる者なのである。たしかに、アーレントは、家族を必然・身体性の領域として公的領域とは峻別した。しかし、第二章で論じたように、他者の存在をあるがままに受け入れる、という意味での愛は、行為の連鎖に拘束され、新しい出来事をもたらすことができなくなっている、不自由な状態を打ち破るという意味で、もっとも自由な行為でもあった。

第三章では、アーレントが許し=愛という行為で示そうとした、自由な行為の潜在力を、家族のなかでの営みでとらえ返そうとした。そこで、第二章で詳細に論じたルディクを経由して、ハイデガー、ヤングを検討しながら、保護すること・住まうといった家族の営みのなかに、平和や自由を新しく構想しなおす萌芽を位置づけた。

ここまでは、家族の可能性を抽出することに集中して論じてきたが、続く第 III 部では、第 II 部で得た知見をもとに、家族の脱私化がいかに、脱国家化へと展開しうるのか、平和論を中心に論じることで、新しいフェミニズムの社会構想へと近づいてみたい。